

# 林試の森公園マネジメントプラン

---

林試の森公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

東京都建設局

## 目次

はじめに	23-3
I 林試の森公園の基本的事項	23-4
1 都市計画等	
2 過去の取組等	
3 社会状況等の変化	
II 林試の森公園の開園概要	23-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 林試の森公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	23-8
2 取組方針	23-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	23-18
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
林試の森公園の現況写真	
<資料編>	23-22
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 林試の森公園に関する資料	



## はじめに

---

「林試の森公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、現行の本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 林試の森公園の基本的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・5・25号目黒公園
- ・位置 品川区小山台二丁目地内、目黒区下目黒五丁目地内
- ・面積 14.2ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号  
(最終) 平成31年3月6日 東京都告示第267号

### (2) 林試の森公園の基本的な性格・役割

林試の森公園は、品川、目黒の両区にかかる総合公園である。近隣にある目黒不動尊とともに、林業試験場跡地という特性を生かした緑の拠点となっている。

なお、東京都地域防災計画及び目黒区・品川区地域防災計画において重要な位置付けを持っている。

### (3) 整備計画

林試の森公園整備計画（昭和63年）

基本的な考え方

- ・整備計画地は、林業試験場跡地として歴史的経緯をもつ残存樹木が本地の景観及び自然環境をつくりだしている。また、本地周辺の過密な土地利用状況をふまえ、貴重な緑のオアシスとしての拠点を提供し、自然環境の保全に努める。
- ・スポーツ・レクリエーション需要及び災害時の避難場所として応えるため、各種の広場などを配置し、通常時の利用動向に対応しつつ、災害時に円滑にしかも安全に避難が行えるよう配慮した計画とする。このため、地勢条件をふまえ公園内動線、出入口及び広場の確保を図る。
- ・自然観察などの利用とともに、軽スポーツ、健康運動、休憩、散策などの利用が本地では定着しているので、これらの利用形態をふまえた計画とする。

都立林試の森公園の拡張整備計画（令和2年）

目標

- ・地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実させる
- ・多様な生物の貴重な生息・生育空間となり、自然と親しむみどりの拠点とする
- ・公園の魅力を高め多面的活用を進め、周辺のまちづくりやコミュニティ形成に寄与する

## 2 過去の取組等

### (1) 過去の取組の成果

「林試の森公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組

およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定し、防災関連施設を整備した。

また、地元区等と連携した防災訓練や、無線通信訓練や参集訓練等を実施したほか、防災施設マップを利用者に配布し防災施設の普及啓発を行うとともにSNSを活用し防災施設の紹介を行った。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

指定管理者において生物多様性保全方針を策定した。

また、草刈り回数により植生変化を観察するエリアや鳥たちの隠れる場所、保全対象種を観察できるエリアの設置等を行ったほか、上池のかいぼりを実施した。

さらに、自然体験への取組として、どんぐりイベントや樹木観察会等の多様なイベントを実施した。

○子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

子供の体験学習や多世代交流として、焼き芋大会、SL乗車会等の多様なイベントを実施したほか、園内で観察可能な生き物観察マップを作成し、近隣小学校や保育園へ配布し、公園の魅力を発信した。

## (2) 林試の森公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

Policy ～「都会の森の博物館」としての楽しさアップ！～

- ①植物多様性センター等と連携して、珍樹や多様な植物等の生物多様性の保全・育成活動を実施
- ②関係団体等と連携し、森のコンサートや子供向け森のデイキャンプ等を実施
- ③目黒区・品川区・ボランティア等と連携して林試の森フェスタや防災訓練等を実施し、地域の活性化に貢献

### 3 社会状況等の変化

#### (1) 社会経済情勢

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・ 激甚化する気象災害
- ・ 東京 2020 大会の開催
- ・ 価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・ デジタル技術・データの活用の加速
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

#### (2) 関連する行政計画等

- ・ 「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・ 都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・ 目黒区地域防災計画（令和 2 年 12 月）
- ・ 品川区地域防災計画（令和 3 年 1 月）

## Ⅱ 林試の森公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称 都立林試の森公園（りんしのもりこうえん）  
開園日 平成元年6月1日  
開園面積 120,762.91 m<sup>2</sup>（令和3年12月1日現在）  
公園種別 総合公園  
所在地 目黒区下目黒五丁目、品川区小山台二丁目  
アクセス 東急目黒線（都営地下鉄三田線・東京メトロ南北線乗入）「武蔵小山」、  
JR山手線「渋谷」から東急バス（恵比寿経由）五反田行き（72系統）「林試の森入口」

#### (2) 主な公園施設

管理事務所、展示ルーム、デイキャンプ場、ジャブジャブ池、冒険広場、幼児コーナー

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

地域の利用者による散策、犬の散歩、スポーツ利用等が中心である。  
樹木観察を目的とした利用者は広い範囲から訪れている。

#### (2) 利用者動向（推計値）

##### ・年間利用者数の推移

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
年間総計（人）	3,017,786	1,126,997	1,232,047	1,236,414	1,199,176

##### ・月別利用者数の推移

2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	202,117	246,957	150,427	145,206	222,007	233,821
（人）	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3,017,786	258,752	296,407	254,636	300,187	413,060	294,209

#### (3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

5団体・約80名が、樹木や季節の見どころの観察、コンサート等の開催や花壇管理などを行っている。

#### (4) 主な催し物開催状況（令和2年度実績は資料編参照）

「生物多様性企画展」「都会の森博物館魅力アップ事業～OUT DOOR 編～」などが行われた。

## Ⅲ 林試の森公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

##### 【プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト】

本公園においては、新たなにぎわいを創出するため、民間活力の導入を推進していく。また、導入後は、本公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、民間事業者等と連携し、民間ノウハウを生かした施設だけでなく、公園全体の利用を促進していく。

◎主な取組確認項目：利用促進の取組、民間連携の取組

#### ■目標2：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

##### 【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都地域防災計画による指定  
避難場所（全域）  
災害時臨時離着陸場候補地（大きな広場）
- ・目黒区・品川区地域防災計画による指定  
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災訓練等の実績

#### ■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

##### 【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園のひとつとして整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

## ■目標4：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

## ■目標5：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

## ■目標6：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

## ■目標7：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・プラタナスの広場、大きな広場、森の広場、出会いの広場、芝生広場のあるゾーン  
これらの広場は多数のスポーツ団体に利用されており、出会いの広場は、イベントにも利用されている。緑の中でスポーツや様々な活動が楽しめるよう対応していく。

なお、大きな広場については、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・デイキャンプ場のあるゾーン  
子どもたちが、樹林の中での貴重な体験を得る場として、安全で快適な利用に対応していく。

#### B：遊具広場ゾーン

- ・冒険広場および幼児コーナーのあるゾーン  
子どもたちの遊びなどに利用されている。遊具等の点検・補修を重点的に行い、安全で快適な利用に対応していく。

#### J：樹林ゾーン

- ・公園の前身である林業試験場の様々な樹木によって構成される樹林ゾーン  
巨樹や珍樹も多く、これを目的として来場する方が多方面から訪れる。ボランティア団体やNPOと協働して樹林の保全を行い、楽しみながら植物について学ぶ場として対応していく。

#### L：水辺・親水ゾーン

- ・ジャブジャブ池のあるゾーン  
池・流れは休憩や散策に対応していく。ジャブジャブ池は、水と緑にふれあえる空間として、夏季の子どもたちの利用に対応していく。

#### N：管理ヤードゾーン

- ・管理所周辺のゾーン  
利用者へのサービス提供の拠点として対応していく

#### Q：外縁部ゾーン

・民有地や公道などに接する公園外縁部

本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 林試の森公園



凡例

記号	名称
A	多目的広場ゾーン
B	遊具広場ゾーン
J	樹林ゾーン
L	水辺・親水ゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン

この図面は、国土利用基本法第26条第1項第2号に基づき作成されたものであり、図面とは異なる場合があります。

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

## 2) 本公園の維持管理における留意事項

### ①巨樹、希少樹の森を継承するための維持管理

本公園の歴史的な特性を活かし、森林公園の実現を目指して樹林地の育成管理に努めていく。特に貴重木については重点的に維持・保全を図る。また、園内の展示・案内施設を充実し、樹木の基本情報や本園の歴史等を伝えていく。

### ②多様な環境の創出

林業試験場時代の多様な植物を保全・活用し、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

### ③園内の池の維持管理

上池において、水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえた適切な管理に取り組んでいく。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

##### ③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

##### ④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①公園利用の活性化と多世代交流の促進

子ども達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら園内の樹木や生物、自然環境並びに、減災など自然環境が有する多様な機能などについて体験・学習できる取組により、機会を提供していく。

##### ②野外体験等による子どもの心身の育成

デイキャンプ場を活用した野外体験などにより、子どもや大人が身体や頭を働かせて活動できるとともに、多世代が交流できる機会を提供していく。

## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

### 3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

### ①多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

## (6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

### 1) 優先整備区域「新規事業化区域」：21,800㎡

品川区小山台二丁目

### 2) 優先整備区域「事業促進区域」：該当なし

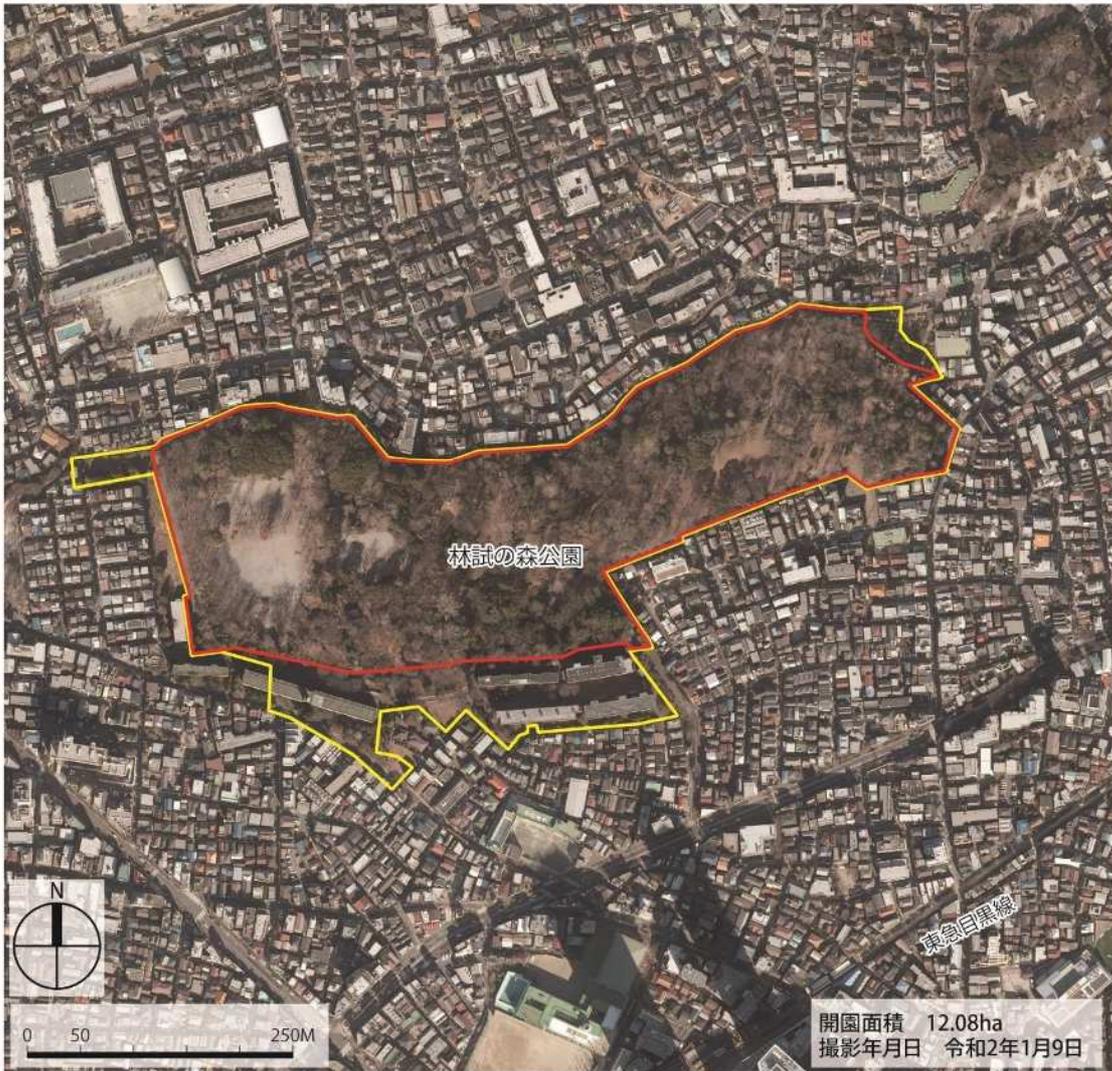
注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域



周辺土地利用図(空中写真)

林試の森公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域



林試の森公園の現況写真 【令和3年9月撮影】

① 芝生広場



⑤ 出会いの広場



② 池



⑥ デイキャンプ場



③ ジャブジャブ池



⑦ 大きな広場



④ 幼児遊具コーナー



⑧ プラタナスの広場

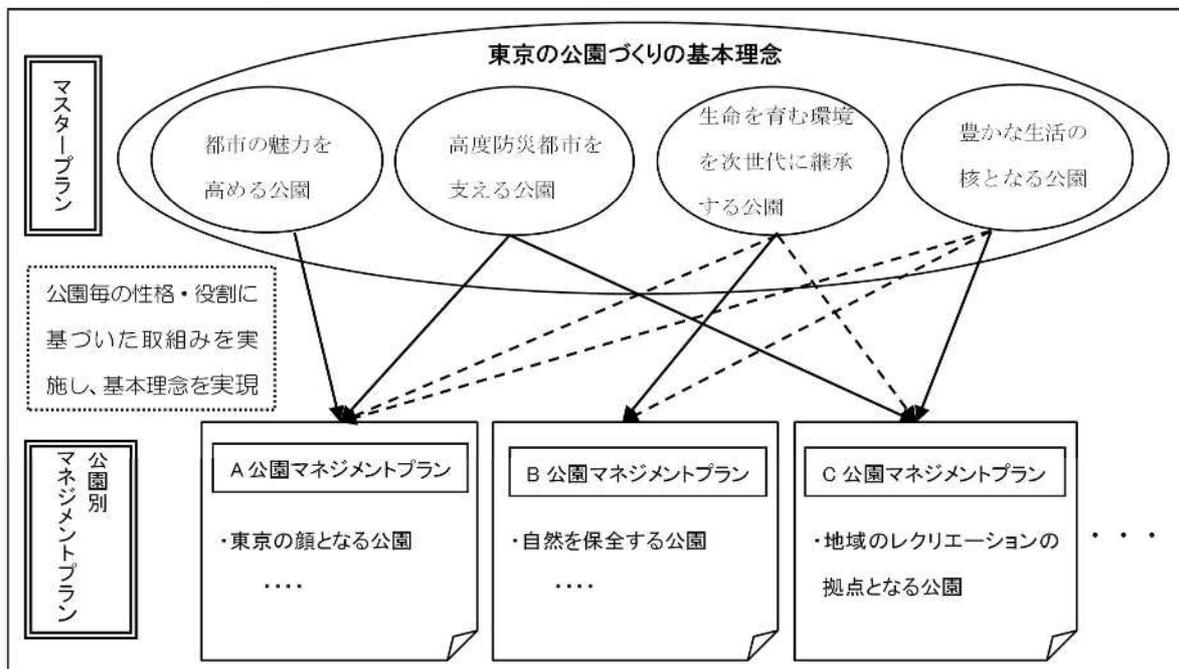


## <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、林試の森公園が担うことになるプログラムには◎を、林試の森公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 林試の森公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念1 魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	◎
		(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度防災理念2 市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	非常用発電設備の導入 災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○
基本理念3 生命を継承する公園環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	◎ ○	
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	◎ ◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進			○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

## 資料2 林試の森公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

明治 33 年 6 月 1900 年	農商務省林野整理局目黒試験圃場として使用開始 (その後、林野庁林業試験場として供用)
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 55 年 5 月 1980 年	筑波学園都市建設に伴い、林業試験場の移転が決定。跡地の公園利用を国有財産中央審議会が答申
昭和 58 年 2 月 1983 年	国が跡地の一部暫定開放を品川区及び目黒区に認め、両区は「林試の森」として制限開放を開始
昭和 62 年 10 月 1987 年	国有財産関東地方審議会が、公園としての処分方針を答申
昭和 62 年 11 月 1987 年	東京都告示第 1252 号により、都市計画変更
平成元年 6 月 1989 年	東側部分 1.5ha 及び西側部分 2.5ha の計 4.0ha を開園
平成 2 年 6 月 1990 年	2.9ha を追加開園
平成 4 年 6 月 1992 年	中央部を主とした 5.0ha を追加開園
平成 6 年 6 月 1994 年	0.07ha を追加開園
平成 31 年 3 月 2019 年	東京都告示第 267 号により、都市計画変更
令和 2 年 3 月 2020 年	都立林試の森公園の拡張整備計画を決定

### (2) 公園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・武蔵野台地上、豊島台と斜面部に跨がって立地している。豊島台は、海拔高度約 20～30m の平坦な台地で山の手台地の一般面とされている。
- ・公園に隣接する羅漢寺川は現在暗渠に改修され、舗装道路（幅員 3～6m）となっている。このため、敷地の北側は石積等によって土留（高さ 1～2m）されている。
- ・区部の武蔵野台地上では、かつて見られた畑や雑木林はほとんど消滅した。公園、寺社、旧家等の植栽木あるいは残存の樹木が点在している。本公園の周辺も同様であり、かたまりのある樹林は、目黒不動の樹群（タブ-イノデ群集、シラカシ群集-ケヤキ亜群集が現存）だけである。また本公園敷地の北側の谷地は、かつて水田として利用されていたが現在では宅地化している。
- ・本公園の敷地内にみられる良好な樹林は、ほとんどが林業試験場として植栽された樹木からなっており、わずかに斜面部に落葉広葉樹二次林が残存している。
- ・敷地は、標高差約 12m で全体として南から北に傾斜し、適度の変化を持っている。地形的には台地上の平坦地、台地から段丘に移行する比較的緩やかな斜面、段丘、中央部の谷地の 4 つに区分され、昔からの自然地形がそのまま残っている。

## 2) 社会的環境

- ・周辺は、一戸建の低層住宅が大半を占める密集市街地である。
- ・近隣の商店街は、目黒通り、武蔵小山駅、目黒不動周辺に形成されている。都市計画上の用途指定は、第二種住居専用地域、住居地域であり、既成商店街を中心に一部近隣商業地域がある。
- ・主要道路は、山手通り（環状6号線）、環状7号線、目黒通り、中原街道であるが、本公園の接道状況は悪く、公道に接するのは敷地の東側（区道幅員5.5m）の一部、北側（幅員0.6～6m）、南側（区道幅員7.5m）の一部であり、他は私道がその大半を占める。
- ・鉄道最寄り駅は、本公園から東急目黒線武蔵小山駅が約600m、東急目黒線不動前駅が約650mである。
- ・本公園から半径3km以内には地区公園、総合公園の公園緑地は存在しておらず、目黒不動（1.81ha）が地域住民の憩いの場として利用されている。

## (3) 園内のトピックス

### ①巨樹

100年近くの歴史から、幹回り3mを超える樹木が数多くあり、ケヤキ、クスノキ、ポプラ、スズカケノキなどが空高くスカイラインを構成。なかでも芝生広場の「大きなクスノキ」は圧倒的な景観を呈しておりこの公園のシンボルツリーとなっている。

### ②外国産樹木

園内には約60種の外国産樹木があり、チンタオトゲナシニセアカシアなど長い名前をもつものや、トチュウなど聞きなれないものもある。特に東門の一面は外国産針葉樹の見本園的な配植になっている。

### ③珍しい樹木

絶滅危惧種のハナガカシをはじめ、ヨコグラノキ、ナナメノキ、クロキといった日本の珍しい樹木やカイノキ、シナユリノキ、ユサン、アメリカトネリコなど外国産樹木の観察が楽しめる。

### ④野草

林床にもホンチャクソウ、ジュウニヒトエなどの群落をはじめ、キンラン、ムサシアブミ、ヤブレガサといった珍しい植物が見られる。

### ⑤野鳥

オオルリ、キビタキ、カワセミ、サンコウチョウが確認されている。オナガ、シジウカラはいつでも見られ、流れには、カモ類やコサギが飛来する。

### ⑥デイキャンプ場

小・中学生を中心とした団体がキャンプの体験学習を楽しめる施設。利用人員は50人まで、5月から10月まで使える。

### ⑦ジャブジャブ池

低学年までの子供たちが夏、水遊びできるように白御影の石組みをあしらい、滝石からは3つのノズルで放水している。

### ⑧池・流れ

ここは昔湿地だったが、今では上池と下池が小水路で結ばれている。ラクウショウの森を背景とした眺めは良く、写生会などに利用され、四季を通して楽しめる。

### ⑨出合いの広場

目黒区と品川区の境に位置する年輪をイメージした模様のある、摺鉢状の広場。

#### (4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・文化財保護法
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

#### (5) 利用状況等データ

##### 1) 公園占用の状況 (件)

項目	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
写真撮影	0	14	29	32	16
映画等の撮影	0	10	30	13	17
その他	20	2	5	7	3

##### 2) 主な催し物

###### 令和2年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	都会の森の博物館魅力アップ事業 ～OUT DOOR 編～	10月	100部
	2	都会の森の博物館魅力アップ事業 ～IN DOOR 編～	11月	—
	3	生物多様性企画展	6月～11月	238回
自主事業	1	クリスマスリースワークショップ	12月	20
	2	お花いっぱい事業	10月	60
都民協働	1	パークミーティング	9月	10人
	2	樹木観察会	4～10月	—
	3	地域連携防災勉強会	9月	—

###### 令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	林試の森フェスタ	4月/10月	40,659
	2	都会の森の博物館魅力アップ事業 ～OUT DOOR 編～	1月	18
	3	都会の森の博物館魅力アップ事業 ～IN DOOR 編～	5月/8月 /11月/ 12月	120
	4	自然学習教室(環境教育プログラム)	6月/9月	50
	5	春のこども祭り	4月	1,000
	6	秋のこども祭り	11月	328
	7	七夕イベント	6～7月	454
	8	健康増進ヨガ教室	9月	16
自主事業	1	クリスマスリースワークショップ	12月	24
	2	お花いっぱい事業	4月/10月	1,200
	3	林試の森公園30周年感謝キャンペーン	通年	1,500

	4	フォトコンテスト	4～8月	エントリー50件
	5	コサージュ教室	2月	20
都民協働	1	パークミーティング	10月	6
	2	校外学習の受入れ	12月	320
	3	森のアトリエ	通年	329
	4	樹木観察会	5月／7月／9月／11月／1月／3月	49
	5	生け花作品展示	通年	1

### 平成30年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	林試の森フェスタ	4月／10月	48,000
	2	都会の森の博物館魅力アップ事業	4月／5月／7月／8月／11月／12月	172
	3	自然観察会	6月	65
	4	春のこども祭り	4月	1,000
	5	秋のこども祭り	10月	468
	6	七夕イベント	6～7月	500
	7	健康増進ヨガ教室	9月	18
	8			
自主事業	1	野外体験教室アウトドアスクール	3月	46
	2	クリスマスリースワークショップ	12月	59
	3	お花いっぱい事業	4月／10月	301
都民協働	1	パークミーティング	10月	12
	2	森のアトリエ	通年	781
	3	樹木観察会	4月／6月／8月／10月／12月／2月	152
	4	生け花作品展示	通年	—

### 3) 主な活動団体（令和2年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
森のアトリエ	自然工作教室	10
「林試の森フェスタ」実行委員会	年1回野外コンサート他開催	10
樹木観察会	季節の見どころを観察	20
ユーカリガーデン	花壇管理	7
森ねこいる会	猫の擁護活動	36